

253 (略)

別表 (第十条関係)

事業の区分	教育施設	児童福祉施設	児童福祉法 (昭和二十二年法律第二百六十四号) 第七条 第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼稚園型認定認定のものに係るものにあっては、三分の二まで修理、改造、拡張又は整備	国の負担割合
			一分の一から十分の五・五 (国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼稚園型認定のものに係るものにあっては、三分の二まで)	十分の五・五

253 (略)

別表 (第十条関係)

事業の区分	教育施設	児童福祉施設	児童福祉法 (昭和二十二年法律第二百六十四号) 第七条 第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼稚園型認定のものに係るものにあっては、三分の二まで	国の負担割合
			一分の一から十分の五・五 (国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼稚園型認定のものに係るものにあっては、三分の二まで)	十分の五・五

253 (略)

別表 (第十条関係)

事業の区分	教育施設	児童福祉施設	児童福祉法 (幼稚園は対象外) 二十二年法律第二百六十四号) 第七条 第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は総合新設、修理、改造、拡張又は整備	国の負担割合
			一分の一から十分の五・五 (国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は総合新設、修理、改造のものに係るものにあっては、三分の二まで)	十分の五・五

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u>二号</u>）の規定の適用については、派遣先団体を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u>二号</u>）の規定の適用については、派遣先団体を同法第七十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>
<p>附 則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第二条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中の「子ども・子育て支援法」とあるのは、「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律」における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u>二号</u>）」とあるのは、「</p>	<p>附 則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第二条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中の「子ども・子育て支援法」とあるのは、「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律」における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u>二号</u>）」とあるのは、「</p>	<p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第二条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定の適用については、同条の見出し中の「児童手当法」とあるのは、「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは、「平成二十一年度等における子ど</p>
<p>成二十一年法律第 <u>二号</u>）」とあるのは、「</p>	<p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律）（平成二十一年</p>	<p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律）（平成二十一年</p>

平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十二号）と、「第六十九条第一項第三号」とあるのは「第三十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第二百七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員においては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二号）」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十

平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二号）附則第十一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十二号）と、「第七十条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第二百七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員においては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二号）」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十

法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二号）附則第十一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第二号）と、「第七十三条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第二百七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員においては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二号）」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二号）附則第十一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第二号）と、「第七十三条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第二百七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員においては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二号）」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二号）附則第十一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第二号）と、「第七十三条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

三年法律第百七号) 第二十二条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)一と、「第六十九条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

三年法律第百七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)一と、「第七十条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法

政府案

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部  
改正に伴う経過措置)

第四十七条 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方  
公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関する  
第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手  
当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定  
による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する  
法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部  
改正に伴う経過措置)

第五十一条 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方  
公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関する  
第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手  
当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定  
による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する  
法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十一条）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p><u>第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二十号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十一条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行いう場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉をしなければならない。</u></p>	<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p><u>第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二十号）第二十七条第一項に規定する指定こども園（次項において「指定こども園」という。）又は同法第四十七条第二項に規定する指定地域型保育事業（次項において「指定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行いう場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行いう場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉をしなければならない。</u></p>	<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p><u>第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所に入所する児童を適切にする場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</u></p>
<p>2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第一項又は第四十五条第一項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第一号又は第三号に該当する児童</p>	<p>2 指定こども園の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する指定地域型保育事業者は、同法第三十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により当該指定こども園を利用する児童（同法第十九条第一項第一号又は第三号に該当する児童に限る。以下</p>	<p>（新設）</p>

に限る。以下の項において同じ。) 又は当該指定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

この項において同じ。) 又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3| 2|

(略)

4| 3|

(略)

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第五六十二号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

国会提出中の 独立通則法改正後にによる条文 (最終形)	認定ことも園法改正法による改正 (センターの目的)	改 正 案 (センターの目的)	現 行 案 (センターの目的)
第二条 行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいう。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は幼稚連携型認定ことも園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提	第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は幼稚連携型認定ことも園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及	第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は幼稚連携型認定ことも園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及	第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は幼稚連携型認定ことも園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及
（セイントラの目的）	（セイントラの目的）	（セイントラの目的）	（セイントラの目的）
（最終形）	（最終形）	（最終形）	（最終形）

供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一五六 (略)

七 スポーツ及び学校安全 (学校) (学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) (平成十八年法律第七十一条) 第二条第七項に規定する「保育連携型認定」 (平成十九年法律第七十一条) 第二条第七項に規定する「幼保連携型認定」 (平成二十一年法律第七十号) 第二条第七項に規定する「保育連携型認定」 (平成二十一年法律第七十号) 第二条第一項に規定する「総合」とも圓 (第二十条において「幼保連携型認定」とも圓) とこう。)をいう。以下この号において同じ。)における安全教育及び安全管理をいう。)における安全教育及び安全管理をいう。)その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う

一五六 (略)

七 スポーツ及び学校安全 (学校) (学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) (平成十八年法律第七十号) 第二条第七項に規定する「保育連携型認定」 (平成二十一年法律第七十号) 第二条第一項に規定する「総合」とも圓 (第二十条において「幼保連携型認定」とも圓) とこう。)をいう。以下この号において同じ。)における安全教育及び安全管理をいう。)その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う

一五六 (略)

七 スポーツ及び学校安全 (学校) (学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) (平成十八年法律第七十号) 第二条第七項に規定する「保育連携型認定」 (平成二十一年法律第七十号) 第二条第一項に規定する「総合」とも圓 (第二十条において「幼保連携型認定」とも圓) とこう。)をいう。以下この号において同じ。)における安全教育及び安全管理をいう。)その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う

一五六 (略)

七 スポーツ及び学校安全 (学校) (学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) (平成十八年法律第七十号) 第二条第七項に規定する「保育連携型認定」 (平成二十一年法律第七十号) 第二条第一項に規定する「総合」とも圓 (第二十条において「幼保連携型認定」とも圓) とこう。)をいう。以下この号において同じ。)における安全教育及び安全管理をいう。)その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

八・九 (略)

2

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第二十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする。

附 則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する場合の事務処理)

八・九 (略)

2

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする。

附 則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する場合の事務処理)

八・九 (略)

2

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(総合こども園にあっては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする。

附 則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する場合の事務処理)

八・九 (略)

2

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(平成二十四年法律第二号)第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につけ、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行なうことができる。

附 則

(保育所の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第二項に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につけ、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行なうことができる。

第四条に規定する児童の災害に

定する業務を目的とするものをいう」の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十二条第一項及び第二項並びに第四十条第一号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「附則第八条第一項に規定する保育所等」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」とあるのは「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

定する業務を目的とするものをいう」の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十二条第一項及び第二項並びに第四十条第一号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「附則第八条第一項に規定する保育所等」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」とあるのは「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

つき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十二条第一項及び第二項並びに第四十条第一号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「附則第八条第一項に規定する保育所等」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」とあるのは「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十二条第一項及び第二項並びに第四十条第一号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「附則第八条第一項に規定する保育所等」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第一号中「第十五条」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第一号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正		改正案		現行	
(学校教育法の特例)		(学校教育法の特例)		(学校教育法の特例)	
第十二条	(略)	第十二条	(略)	第十二条	(略)
2 10	(略)	2 10	(略)	2 10	(略)
11. 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。		11. 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。		11. 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	
教育職員免許法(昭和二十一年法律第百四十七号)	教育職員免許法(昭和二十一年法律第百四十七号)	教育職員免許法(昭和二十一年法律第百四十七号)	教育職員免許法(昭和二十一年法律第百四十七号)	教育職員免許法(昭和二十一年法律第百四十七号)	教育職員免許法(昭和二十一年法律第百四十七号)
、当該指定都市等の長	、当該指定都市等の長	、当該指定都市等の長	、当該指定都市等の長	、当該指定都市等の長	、当道府県知事(学校設置会社)(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号))
、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)	、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)	、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)	、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)	、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)	、当道府県知事(学校設置会社)(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号))
長	長	長	長	長	長
、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)に規定する学校設置会社をいう。(以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長	、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)に規定する学校設置会社をいう。(以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長	、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)に規定する学校設置会社をいう。(以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長	、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)に規定する学校設置会社をいう。(以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長	、当該市等の単特別区域法(平成十四年法律第百四十七号)に規定する学校設置会社をいう。(以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長	、当道府県知事(学校設置会社)(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号))
長	長	長	長	長	長

都道府県知事	都道府県議会社	第一七条の六	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第五百六十一号)
都道府県議会社	以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務については、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長	都道府県議会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第六百八十九号)第十一条第一項に規定する学校設置会社をいう。	都道府県知事(学校設置会社)構造改革特別区域法(平成十四年法律第六百八十九号)第十一条第一項に規定する学校設置会社をいう。

都道府県知事（学校設置会社）（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）		第三百六十七条の二
都道府県委員会	都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務について、第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）	都道府県知事（学校設置会社）（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）
都道府県委員会	都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務について、第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）	都道府県知事（学校設置会社）（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）

(学校教育法の特例)  
**第十三條** (略)

（学校教育法の特例）

〔学校教育法の特例〕

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句と句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法	第二条第一項	当該指定都市の長	当該指定都市等の長、学校設置非営利法人(構造改修特別区域法)、当該指定都市等の長	第二条第一項	当該する法律による規定	教育行政の組織及び運営に関する法律
法	第二条第一項	市等の長	学校設置非営利法人(構造改修特別区域法)、当該指定都市等の長	第二条第一項	当該する法律による規定	教育行政の組織及び運営に関する法律
法	第二条第一項	市等の長	学校設置非営利法人(構造改修特別区域法)、当該指定都市等の長	第二条第一項	当該する法律による規定	教育行政の組織及び運営に関する法律

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句と句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

条において同じ。)の

設置する私立学校に関する事務にあつては、

同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)

5

(略)

都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
---------	---	--------------------------------

5

(略)

都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
---------	---	--------------------------------

5

(略)

都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
---------	---	--------------------------------

条において同じ。)の

設置する私立学校に関する事務にあつては、

同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
(子ども・子育て支援法の特例)	(子ども・子育て支援法の特例)	(児童手当法の特例)
<p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第一号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第一号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>
附 則	附 則	附 則
<p>(平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例)</p> <p>6 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成十四年法律第一号）」と</p>	<p>(平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例)</p> <p>6 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」とあるのは「平成二十一年度等における児童手当法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平</p>	<p>(児童手当法の特例)</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>

あるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定により、法律第二十四条の規定による改正前の児童手当法の効力を有するものとされた同法第一条规定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十一条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十一条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

あるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十一条第一項第四号」とあるのは「第二十一条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十一条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

（平成二十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十一条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）」とあるのは「平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十一年法律第百七号）」と第二十一条第一項、第二项又は第五項の規定

(平成二十三年法律第百七号)第二十一条第一項、第二項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三条)」と、「第八十九条第一項第二項」のあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

(平成二十三年法律第百七号)第二十一条第一項、第二項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三条)」と、「第七十条第一項第二項」のあるのは「第二十二条第一項第四号」とあるのは「第二十三条第一項第四号」と読み替えるものとする。

による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法

政府案

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第五十二号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
（大学附属の学校）	（大学附属の学校）	（大学附属の学校）
<p>第三十一条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、<u>幼稚園又は小学校を附属させて設置する</u>ことができる。</p>	<p>第二十二条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、<u>総合型認定もしくは専修学校を附屬させて設置する</u>ことができる。</p>	<p>第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校を附屬させて設置することができる。</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

	現 行	改 正 案	修 正 後 支 援 法 に 伴 う 改 正
第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
三 (略)	三 (略)	三 (略)	三 (略)
4 3 (略)	4 3 (略)	4 3 (略)	4 3 (略)
主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百二十九号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。	主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第二百二十九号）第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。	主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。	主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

ければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関する、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

255 (略)

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関する、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

255 (略)

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関する、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

255 (略)

6 市町村は、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (都道府県行動計画)

**第九条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

255 (略)

**第九条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

255 (略)

**6** 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

**7** 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に關する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

## (都道府県行動計画)

**第九条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

255 (略)

**6** 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

**7** 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に關する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (都道府県行動計画)

**第九条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

255 (略)

**6** 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

**7** 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に關する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8  
略

8  
略

8  
略